

平成19年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針に係る 行動計画について

平成19年5月
原子力安全・保安院
中国四国産業保安監督部

平成19年3月22日付け平成19年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針では液化石油ガス販売事業者及び保安機関(以下、「販売事業者等」)に対し、法令遵守の徹底、リスクマネジメントの導入促進などによる保安対策の確実な実施を求めている。

同保安対策指針に則して、当部では、本年度の行動計画を以下のとおり定める。

1. 中国液化石油ガス保安連絡協議会との連携

(1) 製品事故対策及び消費者安全対策の強化

ガス瞬間湯沸器事故をはじめとして、消費者の安全・安心に対する行政や産業界の取組みが社会的にも大きな問題として取り上げられていることから、当部として、同協議会と連携し、対象機器一斉点検の実施、消費機器の取り扱いについての周知など消費者安全対策の強化を図る。

(2) 保安対策指針、事故防止対策等の周知徹底

本院及び当部が定めた保安対策指針や事故防止対策については、同協議会の総会、研修会などを活用し、その周知徹底を図る。

2. 経営者側との意見交換

販売事業者等の経営者との意見交換を行うことにより、保安意識を確認し、法令遵守の徹底を図ると共に、リスクマネジメントの導入について検討する。

原子力安全・保安院は、販売事業者等に対する聴取を本年度も引き続き行うことを保安対策指針に定めている。

当部においても、昨年度、3事業者と保安関係の取組みなどについて意見交換を行ったところであり、その結果、各社のトップの保安意識が確認でき、また、行政との率直な意見交換を望む声が強かったことから、本年度においても引き続き意見交換を行うこととし、販売事業者等の保安意識向上を図る。

3. 事業所への立入検査

事業所単位での立入検査として、現地確認や指導、ヒアリングなど行い、法令遵守の徹底、事故防止対策、自然災害対策の実施を促進する。

従前から事後規制の一環として立入検査を行っているところであり、昨年度は33事業所の立入検査を行い、そのうち24事業所に対し、文書による指摘を行った。本年度においても、販売事業者等における保安状況の確認と保安の確保を図るため、引き続き事業所単位での立入検査を行う。